

# 農地の貸し借りについて



常総市では安心して農地の貸し借りができるように農地中間管理事業を活用した農地の貸し借りを行っております。下記の日程にて年5回受付を行いますので、ご確認の上必要書類の提出をお願いします。

農地の貸付開始日	受付期限
令和5年9月1日（金）	令和5年5月18日（金）まで
令和5年12月1日（金）	令和5年8月18日（金）まで
令和6年2月1日（木）	令和5年10月20日（金）まで
令和6年4月1日（月）	令和5年12月15日（金）まで
令和6年6月1日（土）	令和6年2月16日（金）まで

※受付期限内に提出されても貸付希望農地の状況（現状・面積・権利関係等）が確認できない場合は、農地の貸し借りができないこともありますのでご了承ください。

## ○農地中間管理事業とは…

農業をやめる方や経営規模を縮小させたい方等の農地を茨城県が設置する「茨城県農地中間管理機構」を介して、担い手（地域の意欲ある農業者等）に農地を貸し付ける制度です。（詳しくは裏面をご覧ください。）

## ○必要書類

「農地中間管理事業による農用地等の貸付希望申出書」



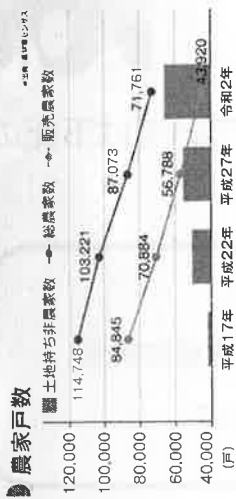
→貸付希望申出書が必要な場合や記入方法、その他お問合せについては下記の連絡先までお問い合わせください。

◎問い合わせ先

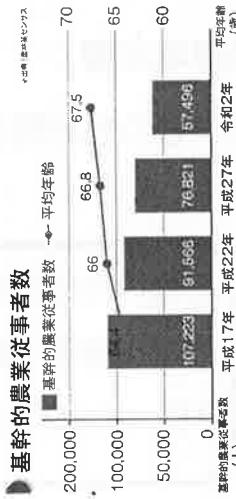
常総市役所 農政課 農業政策係

TEL：0297-23-9037

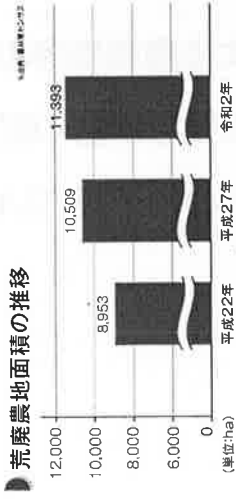
# データで見る茨城県の農業の現状



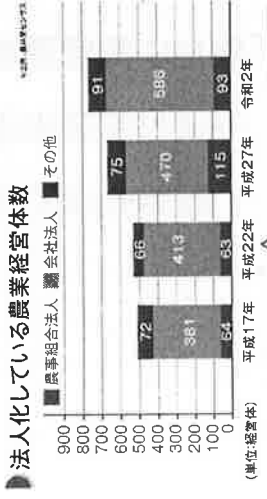
総農家数、専従農家数ともに年々減少しています。  
一方、土地持ち非農家数は年々増加しています。



基幹的農業従事者数は年々減少しており、高齢化が進行しております。



荒廃農地が増加しており、農地の有効活用が課題となっております。



法人化している経営体数は増加傾向にあります。

# 農地中間管理事業のしくみ

## 出し手

- 規模縮小
- 経営転換
- 農地相続

でお困りの方

後継者がいないので、農地を売りたい

希望の用途に合わせた農地を探したいので、田舎を任せたい

相続した農地は利用できなくなっている

## 受け手

- 規模拡大
- 農地の集約化
- 新規参入

をお考えの方

経営規模を拡大したい

農地をまとめて、耕作したい

貸付 (売買)

### 農地を貸すメリット

- 貸付期間満了後、農地は確実に出し手に戻ります。
- 設定した地代は機構から確実に支払われます。
- 貸付期間満了後、農地は確実に貸付することになります。
- 相続税、贈与税の納税負担が軽減されます。

### 農地を借りるメリット

- 長期の借入期間により(原則10年)安定した営農が可能です。
- 分散した農地の集約化が可能となり作業効率や生産性の向上につながります。
- 地代は機構にまとめて支払っていただき、機構が次の受け手を探し手入個人に支払います。
- 耕作ができなくなった場合、機構が次の受け手を探します。

## 茨城県 農地中間管理機構 (農地バンク)

### 借受と転貸

- 市町村・農委委員と連携し農地の集積・集約を進めます。
- 受け手にまとまりのある形で農地を利用できるように貸し付けます。
- 簡易な条件で借入を行います。(受け手の要望により)

## 〈農地を貸したい〉

- 貸付希望の農地状況の確認
- 貸付希望の農地状況の確認
- 借受手続
- 農地中間管理権の設定(借受)

## 〈農地を借りたい〉

- 借受希望申込
- 借受希望者の公表
- 農地のマッチング
- 賃借権等の権利を設定

## 〈借り受ける農地の基準〉

- 市街化区域以外の農地
- 再生作業が著しく困難な遊休農地ではないこと
- 当該農地の地域に十分な借り受け希望者が確認できること
- 農地利用の効率化、高度化の促進につながる農地であること
- 開発して農地又は農業用施設に利用することが適当な土地

### 確認事項

- 自己所有農地ですか？ (相続手続が済んでいない農地については、権利者の同意が必要です。)
- 土地改良区賦課金の滞納はありませんか？
- 農地に賃借権等の権利を設定していませんか？
- 大型農業機械が通行可能な進入路(概ね2.5m)が確保されていますか？
- 隣接地との境界が明確ですか？ (畑の場合、隣接地との境界線の確認を行います。)

※借入の借入期間は、原則として10年以上とします。  
※15年以上の借入期間を決定した農地利用等については、「土地改良法第57条の3第1項」の土地改良事業が適用される場合があります。  
※借入が延長、更新を要する場合は、更新申請書も提出する必要があります。  
※出し手・受け手のマッチングが図られている場合には農地バンクのみで借入権等の権利を設定することができます。(農地バンク方式)

## 〈農地を貸したい〉

- 貸付希望の農地状況の確認
- 貸付希望の農地状況の確認
- 借受手続
- 農地中間管理権の設定(借受)

## 〈農地を借りたい〉

- 借受希望申込
- 借受希望者の公表
- 農地のマッチング
- 賃借権等の権利を設定